

憲法週間

5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間は、憲法週間です。

日本国憲法の基本理念の一つに「基本的人権の尊重」があります。憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享受を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられ」と明記されています。

そして、現行の中学校の教科書（公民）には、日本国憲法の人権保障について次のように記述されています。

日本国憲法の人権保障

日本国憲法は、アメリカ独立宣言などと同様に、人が生まれながらもつ自由や平等の権利を、基本的人権として保障しています。その根本には、「個人の尊重」の考え方があり、それが、「すべての国民は、個人として尊重される。」（第13条）にあらわされています。

さらに日本国憲法は、参政権や社

会権も保障して、このような人権が「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（第97条）であり、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならぬ。」（第12条）として、人権保障の考えを徹底しようとしています。

「憲法週間」を機会に

人権の保障はすべての人にとって重要ですが、社会の中で差別されている人々、弱い立場にある人々にとって、特に大切です。その人たちが、差別や人権侵害を訴え、その救済を求めて政府や社会に働きかけるとき、その主張を支えるのが人権の保障だからです。

憲法週間は、憲法で定められた基本的人権の大切さについて考え、自分自身を振り返るよい機会です。自分自身の問題として、なぜ一人ひとりが尊いのか、なぜ自由や平等が大切なのかを、改めて考えてみてはいかがでしょうか。

（参考：「新しい社会・公民」東京書籍）

人権セミナー スタンプラリー表彰

「平成29年度大山町みんなの人権セミナーおよび大山町人権・同和教育推進大会」では、人権の知識をより多くの方に深めていただこうと、スタンプラリーを実施しました。

セミナー、研究大会合わせて計8回開催のうち5回以上参加された方を対象に大山町の特産品をプレゼントしました。

平成29年度は、皆勤賞の方が1名、精勤賞の方が16名でした。平成28年度より4名多くの方が該当となりました。

した。

本年度もスタンプラリーを行う予定です。たくさんのおみなさまの参加をお待ちしています。



第63回鳥取県植樹祭

第63回鳥取県植樹祭が、開山1300年を迎える大山寺の国体広場を会場に開催されます。

植樹祭では、植樹活動や森林・木に触れる催しを通じて、森林を守り育てる大切さについて考えます。

◆日時 5月27日（日）10時～15時まで

◆場所 大山国体広場
（荒天時 大山総合体育館）

◆内容 式典、アトラクション、参加者植樹、ヤマボウシなど苗木の無料配布。

赤十字の活動資金にご協力を

5月は赤十字運動月間です。日本赤十字の活動は、みなさんの会費と寄付によって支えられています。

活動資金のご協力をよろしくお願いします。